

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 民法Ⅱ (契約法)	後期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	朝見 行弘
(旧) 民法Ⅵ (債権各論2)			(標) 1年	

授業目的	この授業においては、民法および民事訴訟法に関する基本的な知識と理解を応用することによって、契約をめぐる具体的事案の解決を図ることを目的とする。すなわち、実体法としての契約をめぐる理論上の解釈適用のみならず、民事訴訟手続における攻撃防御方法の構造および主張立証責任の分配についての基本的な理解を踏まえ、民事実務への架橋を意識しながら具体的事案における争点を把握し、その解決方法を提示することのできる基礎的能力の修得をもってその達成目標とする。		
達成目標	<p>(1) 契約の成立要件について説明することができる。</p> <p>(2) 契約締結上の過失の法的根拠について説明することができる。</p> <p>(3) 契約締結上の過失に基づく契約当事者の責任の要件と内容について説明することができる。</p> <p>(4) 同時履行の抗弁の要件としての援用について説明することができる。</p> <p>(5) 同時履行の抗弁の要件としての履行の提供について説明することができる。</p> <p>(6) 特定物売買における危険負担の要件事実と主張立証責任について説明することができる。</p> <p>(7) 危険負担における債権者主義の根拠と適用範囲について説明することができる。</p> <p>(8) 受領遅滞に基づく債権者による契約の解除と損害賠償請求について説明することができる。</p> <p>(9) 受領遅滞の状態における目的物の滅失と危険負担について説明することができる。</p> <p>(10) 付随的義務の違反に基づく契約の解除について説明することができる。</p> <p>(11) 複数契約における1つの契約の債務不履行に基づく他の契約の解除について説明することができる。</p> <p>(12) 売買代金請求の要件事実について説明することができる。</p> <p>(13) 売買代金の一部請求と別訴による残部請求の関係について説明することができる。</p> <p>(14) 売買代金の一部請求と相殺の抗弁による債務の消滅について説明することができる。</p> <p>(15) 売買代金の一部請求と時効の中断について説明することができる。</p> <p>(16) 手付の種類とその要件事実について説明することができる。</p> <p>(17) 解約手付と違約手付の関係について説明することができる。</p> <p>(18) 解約手付による契約の解除と「履行の着手」の抗弁について説明することができる。</p> <p>(19) 売買契約における瑕疵担保責任の法的性質について説明することができる。</p> <p>(20) 特定物売買における瑕疵担保責任と不完全履行に基づく債務不履行責任の関係について説明することができる。</p> <p>(21) 建物所有権の移転と賃借人の地位の承継について説明することができる。</p> <p>(22) 賃借人の地位の移転と賃借権の対抗について説明することができる。</p> <p>(23) 賃借人の地位の移転と敷金返還義務の承継について説明することができる。</p> <p>(24) 建物転貸借における原賃貸借契約の解除と転貸借契約の帰趨について説明することができる。</p> <p>(25) 建物転貸借における原賃貸人の転借人に対する建物明渡請求訴訟への原賃貸人（転貸人）の訴訟参加について説明することができる。</p> <p>(26) 消費貸借契約の要件事実と主著立証責任について説明することができる。</p> <p>(27) 利息制限法に基づく制限超過利息の過払返還請求について説明することができる。</p> <p>(28) 請負契約における瑕疵担保責任に関する住宅品質確保促進法の特則について説明することができる。</p> <p>(29) 請負契約における瑕疵担保責任に基づく建替費用の賠償請求について説明することができる。</p> <p>(30) 築請負契約における完成建物の所有権の帰属について説明することができる。</p> <p>(31) 元請契約における特約の下請負人に対する拘束力について説明することができる。</p> <p>(32) 消費者契約法における契約の取消原因としての「誤認」・「困惑」の意義について説明することができる。</p> <p>(33) 消費者契約法における契約の無効原因としての「不当な契約条項」の判断基準について説明することができる。</p>		
授業計画と予習事項	1	契約締結上の過失	契約締結上の過失をめぐり、契約の成立要件について理解するとともに、契約不成立の場合における当事者の責任根拠とその要件および内容について検討する。
	2	同時履行の抗弁	同時履行の抗弁をめぐり、存在効果説と同時履行の抗弁権の援用について理解するとともに、その要件事実としての履行の提供について検討する。
	3	特定物売買における危険負担	特定物売買における危険負担をめぐり、その要件事実および主張立証責任について理解するとともに、債権者主義の根拠と適用範囲について検討する。

4	受領遅滞	受領遅滞をめぐり、債権者による契約の解除と損害賠償請求の可否について理解するとともに、受領遅滞の状態における目的物の滅失と危険負担について検討する。
5	契約の解除	契約の解除をめぐり、付随的義務の違反に基づく契約の解除について理解するとともに、複数の契約関係における1つの契約の際不履行に基づく他の契約の解除について検討する。
6	売買代金請求	売買代金請求をめぐり、その要件事実について理解するとともに、一部請求における相殺の抗弁と時効の中断および残部請求と二重起訴の禁止について検討する。
7	手付	手付をめぐり、その類型と要件事実について理解するとともに、解約手付と違約手付の関係および「履行の着手」の意義について検討する。
8	売買契約における瑕疵担保責任	売買契約における瑕疵担保責任をめぐり、その法的性質と要件および主張立証責任について理解するとともに、瑕疵担保責任と不完全履行に基づく債務不履行責任の関係について検討する。
9	賃貸人の地位の移転	建物賃貸人の地位の移転をめぐり、建物所有権の移転と賃借人の地位の承継について理解するとともに、建物賃借権の対抗および敷金返還義務の承継について検討する。
10	転貸借	建物の転貸借をめぐり、原賃貸借契約の解除と転貸借契約の帰趨について理解するとともに、原賃貸人の転借人に対する建物明渡請求訴訟への原賃借人（転貸人）の訴訟参加について検討する。
11	消費貸借契約に基づく貸金返還請求	消費貸借契約に基づく貸金返還請求をめぐり、その要件事実と主張立証責任について理解するとともに、利息制限法に基づく制限超過利息の過払返還請求について検討する。
12	請負契約における危険負担	建築請負契約における危険負担をめぐり、請負人の仕事完成義務の存続と増加費用の負担について理解するとともに、仕事完成義務の消滅に伴う報酬請求権の帰趨について検討する。
13	請負契約における瑕疵担保責任	請負契約における瑕疵担保責任をめぐり、住宅品質確保促進法に基づく特則について理解するとともに、建替費用の賠償請求の可否について検討する。
14	建築請負契約における完成建物の所有権の帰属	建築請負契約における完成建物の所有権をめぐり、その帰属について理解するとともに、注文者と元請負人との間における特約の下請負人に対する拘束力について検討する。
15	消費者契約法	消費者契約法に基づく契約の取消しと無効をめぐり、誤認・困惑の意義について理解するとともに、不当な契約条項の判断基準について検討する。
授業方法 予習上の 留意点 自習事項	この授業においては、具体的事案の解決という視点に立脚して、課題として Assignment Sheet によって事前に指示した事例または裁判例をもとにソクラテス・メソッドによる受講者とのインターラクティブな質疑応答に基づく議論を展開することによって、その目的の達成を図る。したがって、この授業を受講するにあたっては、すでに修得した民法および民事訴訟法に関する基礎的な知識および解釈論について十分な確認をしておくとともに、指示された課題事例について検討しておくことが求められる。	
評価方法 と評価基準	この授業科目の成績は、授業における質疑応答等に対する評価を20%、小テスト・レポート等に基づく評価を40%、定期試験に基づく評価を40%として、これらを総合評価する。なお、定期試験については、規定の出席回数に満たない者について受験資格を認めない。	
テキスト	教科書は使用せず、配付するレジメに従って授業を進めるが、共通の基本書として次の2冊を掲げておく。 ・内田貴『民法Ⅱ 債権各論 [第2版]』（東京大学出版会、2010年2月刊行予定） ・司法研修所編『改訂問題研究 要件事実一言い分方式による設例15題一』（法曹会、2006年）	
参考書	なお、基本書のほかに、次に掲げる参考書を使用することを推奨する。 ・山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』（有斐閣、2005年） ・後藤卷則『契約法講義 [第2版]』（弘文堂、2007年） ・野澤正充『契約法—セカンドステージ債権法Ⅰ』（日本評論社、2009年） ・司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実—民事訴訟における攻撃防御の構造』（法曹会、2006年）	